

とくしまバイオイノベーションプラットフォーム規約

令和4年2月28日制定

(目的)

第1条 とくしまバイオイノベーションプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）は、徳島県の農林水産業及び関連産業において、革新的な研究開発や事業化を県下の複数の主体が協奏し、オープンイノベーションにより実現することにより、徳島県における産業の振興及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 革新的な研究開発及び事業化に関する事業
- (2) 人材の育成に関する事業
- (3) 産官学金住の交流及び連携に関する事業
- (4) 調査及び情報収集に関する事業
- (5) 前4号に掲げるもののほか、プラットフォームの目的を達成するために必要な事業

(組織)

第3条 プラットフォームは、第1条に掲げる目的に賛同した者（以下「会員」という。）をもって組織する。

- 2 プラットフォームに入会しようとする者は、プラットフォーム入会申込書（別紙様式1）を会長に提出し承認を得るものとする。
- 3 会員は、プラットフォーム退会届（別紙様式2）を会長に提出し任意に退会することができる。

(役員)

第4条 プラットフォームに次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- 2 会長は、徳島大学バイオイノベーション研究所長をもって充てる。
- 3 副会長は、徳島県立農林水産総合技術支援センター副所長をもって充てる。

(職務)

第5条 会長は、プラットフォームを代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席のときは、その職務を代行する。

(コーディネータ会議)

第6条 プラットフォームに、プラットフォームの運営を支援し、事業を円滑に進めるため、コーディネータ会議を置く。

- 2 コーディネータ会議に必要な事項は、会長が別に定める。

(交流会)

第7条 プラットフォームは、会員相互の交流を深め、新たな事業の展開を期すため、交流会を開催する。

- 2 交流会は、年1回以上開催するものとする。

(経費の支弁)

第8条 プラットフォームの管理運営に関する必要経費については、徳島大学バイオイノベーション研究所が支弁する。

- 2 前項にかかわらず、第2条各号に掲げる事業の実施に要する経費は、事業を実施する会員の負担をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもの以外に会員から経費の徴収は行わないものとする。

(事業年度)

第9条 プラットフォームの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第10条 プラットフォームの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、徳島大学バイオイノベーション研究所事務室に置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、プラットフォームに必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年2月28日から施行する。

別紙様式1

とくしまバイオイノベーションプラットフォーム
入会申込書

規約に同意し、本会への入会を申請します。

会社名	
業種	
住所	
所属	
役職	
氏名	
E-mail	
電話番号	

【注1】 ご記入いただきました情報は、本会からの情報提供のみに使用させていただきます。

【注2】 個人で入会を申し込まれるときは、会社名、所属、役職欄は記載不要です。業種欄は、可能な範囲で記載ください。

(和暦) 年 月 日

とくしまバイオイノベーションプラットフォーム会長 殿

別紙様式2

とくしまバイオイノベーションプラットフォーム
退会届出書

本会を退会したいので届け出ます。

会社名	
所属	
役職	
氏名	
E-mail	
電話番号	

(和暦) 年 月 日

とくしまバイオイノベーションプラットフォーム会長 殿